

超スマート社会における企業活動と知的財産権

Business Activity and Intellectual Property in the Super Smart Society

日本経済団体連合会 知的財産委員長

金子 眞吾

Shingo KANEKO

Keidanren, Chairman of Committee on Intellectual Property

近年、IoT や人工知能、ロボット技術の急速な発展により、経済社会が大きく転換する大変革の時代が到来しつつあり、諸外国でも国を挙げた取り組みが次々と打ち出されている。

わが国では、昨年1月にとりまとめられた「第5期科学技術基本計画」において「Society 5.0」というコンセプトが示された。「Society 5.0」は、あらゆる産業がITでつながった「超スマート社会」への移行を実現する取り組みを官民連携で強力に推進することを打ち出したものである。Society 5.0の推進は、生産性の効率化にとどまらず、少子高齢化やエネルギー問題等の社会課題の解決、さらには新しい製品やサービス、新たな産業の創出につながることを期待される。経団連としてもこの取り組みを強く支持している。

時代の大きな変化を踏まえ、近時の知財政策や戦略については、以下の三つの視点が特に重要になってきたと考える。

第一に、知財の問題が会社経営全体に影響するようになってきたという点である。知財は、ただ保護すべき対象というだけでなく、効果的に活用することで会社に利益をもたらす、まさに「財産」であるという側面がよりクローズアップされるようになってきた。コアな部分の技術を秘匿化して他社製品に対する競争力を確保する一方で、インターフェイスとなる部分をあえて公開することでマーケットを拡大する、といった高度な経営判断を、知財と絡めて戦略的に行なうことができるかどうか、「超スマート社会」におけるビジネスにおける大きな分岐点となるケースも出現してきている。

第二に、「超スマート社会」におけるビジネスにおいても知財訴訟は大きなリスクであることを認識しておかねばならないという点である。米国においては近時、いわゆるパテントトロールによる訴訟提起が事業会社にとって大きな脅威となっている。パテントトロールとは、自らは研究開発や製品の製造・販売を行わない一方、第三者から特許を買い集め、その特許権を行使して他者から高額な和解金等を得ることを目的とする個人や団体を指す蔑称である。「NPE (Non-Practicing Entity : 特許不実施主体)」「PAE (Patent Assertion Entity : 特許主張主体)」とも呼ばれており、米国における近時の訴訟の70%近くはトロールによるものとされている。強力な証拠収集手続の制度(ディスカバリ)を通じて多くの証拠を集めることができ、また我が国とは比べ物にならない高額の損害賠償を請求できるという米国の民事訴訟の仕組みは、多くのトロールを生んできた。わが国においては、現時点では顕著なトロール問題は起き

ていないようであるが、今後「超スマート社会」に移行していく中で、特に IoT に関する事業はトロールの格好の標的になり得るため、注意を要する。

わが国の知的財産に関する訴訟制度については、現在、特許庁において見直しの検討が進められているが、一部の関係者からは、米国のような三倍賠償制度や、ディスカバリ制度を導入すべきである等の主張がなされている。しかしながら、このような制度を導入すれば、日本がトロールにとって魅力的なマーケットになり、トロールによる侵害訴訟が増えていく恐れが多分にある。訴訟制度の見直しを検討するにあたっては、トロール問題を惹起することがないように、留意しながら進める必要がある。

第三に、「超スマート社会」では、他業種・他業界でも競合相手になるようになってくるという点である。IoTにより、インターネットで相互につながる機器の台数は急激に増加しており、2020年には250億台までのぼると推計するシンクタンクもある。自動車や家電、電力メーター、産業機器、各種インフラ等がインターネットにつながることで、様々な異分野が急速に融合することとなっていく。これにより、これまで競合しなかった他業種・他業界の企業も、知財（ビジネス）上の競合相手になる事態が今後増加するであろう。このような状況においては、知財が益々重要な企業の資産となってくる。世界的なブランド力と技術力を有する大手メーカーであっても、画期的なしくみを提供し、しかもそれを知財で適切に保護したベンチャー企業に主導権を握られてしまう可能性も十分ありうる。

こうした時代にあっては、企業における知財部員も、ただ知財の専門知識を持っているだけではなく、経営のあり方や他業種に対する理解をこれまで以上に深めるとともに、一層の国際感覚を身につけることが必要になってきた。また一方で、知財は知財部門に任せておけばよいというものではなく、経営者自身ないし技術者自身がそれぞれの立場で知財感覚を身につけ、全社的に知財のリテラシーを底上げする取り組みも重要となってきたと言えよう。言い換えれば、あらゆる部門・あらゆる分野で活躍できる人材が、これからの知財人材像である。

その意味では、企業に入る前の学校教育の段階において、何らかの形で知財教育が行なわれる必要がある。大学等の高等教育においては、知的財産法の講座として、関連法規の基礎的な知識が教えられているのが現状であり、工学部や法学部であっても選択科目という位置付けとなっていることも少なくない。まして、その他の学部であれば、知財に関する講義を受けるかどうかを考える機会すらないまま、大学を卒業してしまうことも多い。将来、研究開発に関わる人材を育成する理系の学部や、企業に入社する卒業生も多い経済・経営系の学部においては、知財の講座を必須科目の一つとすることが必要ではないだろうか。その場合、知財関連法規に関する知識を詰め込むのではなく、実務に根ざした形での教育プログラムが提供されることが望まれる。そのような教育の場では、企業の果たせる役割も大きいと感じている。

例えば、経団連の関連団体である経済広報センターでは、1986年から大学に企業の経営者や実務家、技術者を講師として派遣する「企業人派遣講座」を開設しており、2015年度までに派遣した講師は2,300名、受講した学生数は61,466名にもものぼる。経団連としては、受講者がその後、社会で活躍するにあたっての糧となっていることを期待しながら、今後もより魅力的で、若い感性に訴えかける講座を提供していきたいと考えている。

また、私が社長を務める凸版印刷では、東京学芸大学/NPO 法人東京学芸大こども未来研究所とともに、2011年より「こども未来クラブ」を立上げ、オリジナルの授業プログラム・教材制作、授業を行う

